

平成27年(ワ)第1632号 個人番号利用差止等請求事件

原告 三戸部尚一ほか5名


被告 国

第2準備書面

平成28年5月13日

仙台地方裁判所第1民事部合A係 御中

被告指定代理人

佐藤友弥 

瓜生容 


菅原真紀子 

鎌田進 

大藤健治 

本間貴明  代


田中里沙  代

萩原成  代

山口大樹  代

安倍健一  代


葉 柴 洋 祐  代


名 越 一 郎  代

小 牧 兼太郎  代

坂 場 純 平  代

國 信 綾 希  代

稻 垣 嘉 一  代

野 本 明日香  代

森 寿 貴  代

第1	はじめに	4
1	事案の概要	4
2	被告の主張の概要	4
第2	自己情報コントロール権は憲法13条で保障された権利とはいえ、差止請求及び削除請求の根拠たり得る実体法上の権利とは認められないこと	6
1	原告らの主張	6
2	被告の反論	6
第3	本件差止請求及び本件削除請求に理由がないこと	8
1	はじめに	8
2	個人番号自体は、プライバシーに係る情報を包含するものではなく、行政機関等が提供を受ける特定個人情報も番号利用法以外の法令又は条例に基づき保有、利用が認められている情報に限られること（上記1①の観点）	8
3	番号制度における個人番号の利用及び特定個人情報の提供は、法令等の根拠に基づき、正当な行政目的の範囲内で行われていること（上記1②の観点）	9
4	システム技術上又は法制度上の不備があり、そのために個人番号及び特定個人情報に法令等の根拠に基づかず又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的危険が生じている事実はないこと（上記1③の観点）	12
5	原告らの主張に対する反論	19
6	小括	35
第4	本件国賠請求に理由がないこと	36
1	国賠法1条1項の「違法」の意味	36
2	原告らの個人番号を収集、保管、利用及び提供する行為が、国賠法1条1項の適用上違法と評価される余地がなく、これによる損害も存在しないこと	36
第5	結語	37

被告は、本準備書面において、被告の平成28年3月31日付け第1準備書面（以下「被告第1準備書面」という。）第2（16ないし42ページ）において述べた番号制度の概要を踏まえ、原告らの訴状における主張に対し、必要な範囲で反論する。

なお、略語の使用については、本準備書面において新たに定義するもののほか、従前の例により、これらを整理したものは別紙「略称語句使用一覧表」のとおりである。

第1 はじめに

1 事案の概要

本件は、原告らが、番号制度により憲法13条で保障された自己情報コントロール権としてのプライバシー権を侵害され、又は侵害されるおそれがあり、これにより精神的苦痛を被ったとして、被告に対し、プライバシー権に基づく妨害排除請求又は妨害予防請求として、個人番号の収集、保存、利用及び提供（以下「個人番号の収集等」という。）の差止めを求める（以下「本件差止請求」という。）とともに、プライバシー権侵害に対する原状回復として、被告が保存する個人番号の削除を求め（以下「本件削除請求」という。）、また、国家賠償法（以下「国賠法」という。）に基づく損害賠償請求として、慰謝料等各10万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める（以下「本件国賠請求」といい、本件国賠請求、本件差止請求及び本件削除請求の三請求を併せて「本件各請求」という。）事案である。

2 被告の主張の概要

(1) 原告らは、「自己の個人情報が、収集・保存・利用・提供される各場面において、事前にその目的を示され、その目的のための収集・利用等について、同意権を行使する（＝自己決定する）ことによって、自己のプライバ

シーを保護できる権利」(訴状14ページ)である「自己情報コントロール権を侵害され、かつ危険にさらされている」(同19ページ)と主張するが、そもそも、原告らのいう自己情報コントロール権は、実定法上の根拠も不明確である上、その外延及び内容も不明確であり、差止請求の根拠たり得る実定法上の権利とは認められない。

- (2) この点においても、個人番号自体は、プライバシーに係る情報を包含するものではなく、情報提供ネットワークシステムにより提供される特定個人情報も、番号利用法以外の法令又は条例に基づき行政機関等による保有、利用が認められている情報に限られている上、番号制度の下における個人番号の利用及び特定個人情報の提供は、法令等の根拠に基づき、正当な行政目的の範囲内で行われるものである。また、システム技術上又は法制度上の不備があり、そのために個人番号及び特定個人情報が法令等の根拠に基づかずに又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的危険が生じているということもできない。

したがって、番号制度に基づく個人番号の収集等は、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表するものとは認められず、憲法13条により保障された個人の自由を侵害するものではない。よって、プライバシー権の侵害を理由とする本件差止請求及び本件削除請求は、理由がないことが明らかである。

- (3) また、原告らに係る個人番号の収集等は、憲法13条により保障された個人の自由を侵害するものではなく、番号利用法の規定に基づいて適法に行われるものであるから、何ら公務員の職務上の法的義務に違背するものではなく、国賠法1条1項の適用上違法と認められる余地はない。

そして、原告らの個人情報が具体的な危険にさらされている事実がない以上、精神的損害も含めて何らの損害も発生していない。

したがって、本件国賠請求に理由がないことも明らかである。

(4) 以下、上記について詳述する。

第2 自己情報コントロール権は憲法13条で保障された権利とはいえず、差止請求及び削除請求の根拠たり得る実体法上の権利とは認められないこと

1 原告らの主張

原告らは、「憲法第13条で保障されたプライバシー権」は「『自己情報コントロール権』として保障されなければならない」とし（訴状14ページ）、番号制度により「自己情報コントロール権を侵害され、かつ危険にさらされている」（同19ページ）と主張する。

2 被告の反論

(1) しかしながら、自己情報コントロール権を実体法上の権利として明示的に定めた法令は存在しない。行政機関個人情報保護法も、開示請求権、訂正請求権及び利用停止請求権を明文で定める（同法12条、27条及び36条）にとどまり、それ以上に自己情報コントロール権を認めたものとは解されない。

また、自己情報コントロール権を論ずるに当たっては、「自己に関する情報」とは何か、「コントロール」とはどのような行為かなど、同権利の外延及び内容（誰に対して何を請求できる権利か）を明確にする必要があるところ、これらの点について統一した見解は見られない（増森珠美・最高裁判所判例解説民事篇〔平成20年度〕153ページ参照）のであって、その概念はいまだ不明確である。

このように、自己情報コントロール権は、その概念自体がいまだ不明確であり、統一的な理解が得られていないものであるから、名誉権などのようなそのみで排他性を有する人格権とは異なり、差止請求及び削除請求

の根拠たり得る実体法上の権利とは認められない。

- (2) この点については、最高裁判例も、自己情報コントロール権が憲法13条により保障された人権であることを認めてはいない。すなわち、住民である一審原告らが、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）により行政機関が一審原告らの個人情報を収集、管理又は利用（以下「管理、利用等」という。）することは、憲法13条により保障された同人らのプライバシー権その他の人格権を違法に侵害するものであると主張して、同人らの住民基本台帳を保管する市に対し、上記人格権に基づく妨害排除請求として、住民基本台帳からの住民票コードの削除、知事への本人確認情報の通知の差止め、国賠法1条1項に基づく損害賠償を求めた事案について、大阪高等裁判所平成18年11月30日判決（民集62巻3号777ページ。以下「住基ネット訴訟控訴審判決」という。）は、一審原告らの請求のうち、住民票コードの削除請求部分を認容し、その余の請求を棄却したが、その上告審である最高裁判所平成20年3月6日第一小法廷判決（民集62巻3号665ページ。以下「住基ネット訴訟最高裁判決」という。）は、一審被告の敗訴部分を破棄し、同部分につき一審原告らの請求を棄却した。

住基ネット訴訟控訴審判決は、本人確認情報を含め、自己の私的事柄に関する情報の取扱いについて自ら決定する権利を自己情報コントロール権とし、これがプライバシー権の一内容として憲法13条により保障されるとした上で、上記のとおり、一審原告らの請求を認容したのに対し、住基ネット訴訟最高裁判決では、「自己情報コントロール権」が憲法上保障された人権と認められるか否かについては正面から判断せず、「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」について明示的に憲法13条により保障された人権として認める判断をしている。このような両判決の対比からすると、住基ネット訴訟最高裁判決は、住基ネット訴訟控訴審判決が肯定した「自己情報コントロール権」については、憲法上の人権とは認められ

ないと判断を前提にしたものと解される（増森・前掲最高裁判所判例解説民事篇〔平成20年度〕164ページ（注14）参照）。

(3) したがって、自己情報コントロール権を根拠とする本件差止請求及び本件削除請求は、主張自体失当である。

第3 本件差止請求及び本件削除請求に理由がないこと

1 はじめに

原告らが主張する自己情報コントロール権は、憲法13条で保障された権利であるとはいえ、同権利を根拠とする本件削除請求及び本件差止請求は、主張自体失当であることは、前記第2の2で述べたとおりである。

もっとも、憲法13条は、「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」を保障したものであると解されるどころ、住基ネット訴訟最高裁判決も、住基ネットについて、①当該制度によって管理、利用等される本人確認情報の秘匿性の程度、②当該制度による本人確認情報の管理、利用等が正当な行政目的の範囲内で行われているものか否か、③システム技術上又は法制度上の不備により本人確認情報が法令等の根拠に基づかずに又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的な危険が生じているか否か等に照らし、住基ネットにより住民である一審原告らの本人確認情報を管理、利用等する行為は、憲法13条により保障された上記自由を侵害するものではない旨判示し、一審原告らによる住民票コードの削除請求等を棄却した（民集62巻3号681ないし685ページ）。

しかるところ、本件についても、上記①ないし③の各観点に照らせば、行政機関等による番号制度に基づく原告らの個人番号の収集等は、憲法13条が保障する「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」を侵害するものとはいえない。

以下、①ないし③の各観点に照らして詳述する。

2 個人番号自体は、プライバシーに係る情報を包含するものではなく、行政機関等が提供を受ける特定個人情報も番号利用法以外の法令又は条例に基づき保有、利用が認められている情報に限られること（上記1①の観点）

(1) 被告第1準備書面第2の2（17ページ）で述べたとおり、個人番号は、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるもの（番号利用法2条5項）にすぎない。そして、個人番号は、住民票コードを変換して生成するものの、「住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでないこと」が求められ（同法8条2項3号）、また、個人番号自体からは、他の何らの個人情報を得ることも不可能である。

このように、個人番号自体は、個人の重要なプライバシーに係る情報を包含するものではなく、単なる個人識別情報にすぎない。

(2) また、被告第1準備書面第2の4(1)及び(2)（22ページ）で述べたとおり、行政機関等は、番号利用法19条各号に個別具体的に限定列挙された事由に該当する場合に限り、他の行政機関等から特定個人情報の提供を受けることができるが、これらの個人情報は、各行政機関等が、番号利用法以外の法令又は条例に基づいて保有、利用することが認められている情報に限られ、番号制度の導入によって、行政機関等が、法令等に基づく事務の処理に際して、法令等で認められた範囲を超えて不必要な情報の提供を受けることが可能となるものではない。

3 番号制度における個人番号の利用及び特定個人情報の提供は、法令等の根拠に基づき、正当な行政目的の範囲内で行われていること（上記1②の観点）

(1) 番号制度の目的は正当なものであること

被告第1準備書面第2の1（16ページ）で述べたとおり、番号制度は、
①行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号や

情報提供ネットワークシステムなどの基盤を活用することにより、「効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにする」とともに、これにより、②「行政運営の効率化」及び③「公正な給付と負担の確保」を図り、かつ、④「国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにする」ことを目的とするものである（番号利用法1条）。

これを受けて、番号利用法3条1項は、基本理念として、番号制度の下における個人番号等の利用について、

ア 行政事務の処理において、個人又は法人その他の団体に関する情報の管理を一層効率化するとともに、当該事務の対象となる者を特定する簡易な手続を設けることによって、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化に資すること（同項1号）

イ 情報提供ネットワークシステムその他これに準ずる情報システムを利用して迅速かつ安全に情報の授受を行い、情報を共有することによって、社会保障制度、税制その他の行政分野における給付と負担の適切な関係の維持に資すること（同項2号）

ウ 個人又は法人その他の団体から提出された情報については、これと同一の内容の情報の提出を求めることを避け、国民の負担の軽減を図ること（同項3号）

エ 個人番号を用いて収集され、又は整理された個人情報法令に定められた範囲を超えて利用され、又は漏洩することがないよう、その管理の適正を確保すること（同項4号）

を旨として、行われなければならない旨定めている。

この点に関し、住基ネット訴訟最高裁判決は、住基ネットについて、「法

令等の根拠に基づき、住民サービスの向上及び行政事務の効率化という正当な行政目的の範囲内で行われている」と判示して（民集62巻3号682, 683ページ）、行政目的の正当性を認めているところであり、これと共通性を有する番号制度の目的についても、正当なものであることは明らかである。

(2) 行政事務における個人番号の利用や特定個人情報の提供は、公平・公正な社会の実現、行政事務の効率化、国民の利便性の向上という番号制度の目的に資する場合に限定して行われること

被告第1準備書面第2の4（22ページ）で述べたとおり、番号利用法において、個人番号の利用が可能な範囲は、番号利用法9条、別表第1及び別表第1による委任を受けた「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令」（平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「番号利用法別表第1主務省令」という。）により、特定個人情報の提供が可能な範囲は、番号利用法19条各号、別表第2及び別表第2による委任を受けた「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号利用法別表第2主務省令」という。なお、番号利用法別表第1主務省令及び番号利用法別表第2主務省令は、いまだ番号利用法による委任事項の全てを規定しておらず、現在も改正作業中である。）により、いずれも限定列挙方式で個別具体的に規定されており、その範囲は、行政事務において、行政運営の効率化、公正な給付と負担の確保及び国民の利便性の向上という番号制度の目的に資する場合に限定されている。

例えば、国税庁長官は、番号利用法別表第1の38の項及び番号利用法別表第1主務省令30条各号に基づき、国税の賦課又は徴収に関する事務

について個人番号を利用することで、法定調書に記載された情報の照合等に要していた時間や労力が大幅に削減されるなど行政事務が効率化するほか、より正確な所得の把握が可能となることから、公正な負担の確保に資することになる。

また、厚生労働大臣（日本年金機構）が、番号利用法別表第2の48の項に基づき、情報提供ネットワークシステムを使用して市町村長から地方税関係情報や住民票関係情報の提供を受けることで、年金の裁定請求の際、請求者は、従来の事務においては提出を求められていた住民票の写しや所得証明書の添付を省略することが可能となり、国民の利便性の向上に資する。また、市町村長においては、これらの書類を発行する必要がなくなることから、行政事務の効率化にもつながることになる。

このように、個人番号の利用や特定個人情報の提供は、激甚災害時における金融機関での個人番号の利用（番号利用法9条4項）や各議院による国政調査が行われる場合等の特定個人情報の提供（同法19条12号）など一部の例外を除き、全て行政運営の効率化、公正な給付と負担の確保及び国民の利便性の向上という番号制度の目的に資する場合に限定して行われるものである。

(3) 小括

以上のとおり、行政運営の効率化、公正な給付と負担の確保及び国民の利便性の向上を図るという番号制度の目的は正当なものであり、行政事務における個人番号の利用及び特定個人情報の提供は、かかる目的に資する場合に限定して行われるものであるから、番号制度における個人番号の利用及び特定個人情報の提供は、法令等の根拠に基づき、正当な行政目的の範囲内で行われるものである。

4 システム技術上又は法制度上の不備があり、そのために個人番号及び特定

個人情報法が法令等の根拠に基づかずに又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的危険が生じている事実はないこと（上記1③の観点）

(1) 個人番号及び特定個人情報の目的外利用が行われぬように必要な措置が講じられていること

ア 個人番号の利用や特定個人情報の提供が可能な範囲は明確に限定されており、必要な範囲を超えて個人番号や特定個人情報を収集、保管、利用及び提供すること等が禁止されていること

被告第1準備書面第2の4（22ページ）及び前記3(2)（11ページ）で述べたとおり、個人番号の利用や特定個人情報の提供が可能な場合は、それぞれ番号利用法9条（別表第1）、19条（別表第2）において、限定列挙形式で個別具体的に規定されており、それ以外の場合には、たとえば、本人の同意がある場合であっても許されない。また、被告第1準備書面第2の5(2)ア（27ページ）で述べたとおり、同法19条各号に規定する場合を除いては、個人番号の提供の要求（同法15条）、特定個人情報の収集・保管（同法20条）が禁止されている。また、必要な範囲を超えた特定個人情報ファイルの作成（同法28条）も禁止されている。

そして、被告第1準備書面第2の5(2)カ(ア) c及び同(イ)（37ページ）で述べたとおり、国の機関等の職員の職権濫用による特定個人情報の収集（番号利用法55条）、個人番号利用事務等に従事する者等による特定個人情報ファイルの不正提供（同法51条）及び個人番号の不正提供又は盗用（同法52条）は刑罰の対象となるなど、制度的な措置が講じられている。

イ 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供に当たっても、不正アクセスを抑止し、個人番号及び特定個人情報が法令等の規定

に基づかずに又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表されることを防ぐために必要な対策が講じられていること

被告第1準備書面第2の4(2)イ(24ページ)で述べたとおり、番号利用法は、行政機関等が情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供を行う場合(番号利用法19条7号)について、まず、情報照会者から特定個人情報の提供の求めがあったときは、情報提供ネットワークシステムを設置・運用する総務大臣が、①情報照会者、情報提供者、情報照会者の処理する事務及び当該事務を処理するために必要な特定個人情報の項目が別表第2に掲げるものに該当すること、並びに②当該特定個人情報が記録されることとなる情報照会者の保有する特定個人情報ファイル又は当該特定個人情報が記録されている情報提供者の保有する特定個人情報ファイルについて、同法27条(特定個人情報保護評価)の規定に違反する事実があったと認められるときに該当しないことが確認できた場合に限り、情報提供の求めがあったことを情報提供者に通知するものとし(同法21条2項)、かつ、情報提供者は、当該通知があった場合にのみ情報照会者に特定個人情報の提供を行うこと(同法22条1項)とすることで、適正な情報連携を確保している。

また、被告第1準備書面第2の5(2)キ(ア)(40ページ)で述べたとおり、情報照会者、情報提供者及び総務大臣は、情報提供の求め及び情報提供について記録し、保存することが義務付けられている(番号利用法23条)。そして、当該記録は、行政機関個人情報保護法に基づく開示請求を行えば確認することができるが、さらに、被告第1準備書面第2の5(2)キ(イ)(40ページ)で述べたとおり、番号利用法の施行後1年をめぐり、情報提供等記録開示システムが設置され、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供等に係る記録について、

情報提供等記録開示システムを活用して確認することも可能となる予定である（同法附則6条3項参照）。このように、情報照会者や情報提供者に加え、本人（当該個人番号により識別される個人）も情報提供等の記録を確認できるようにすることで、行政機関等の職員が、職権を逸脱又は濫用し、情報提供ネットワークシステムを用いて、特定個人情報に不正にアクセスすることを抑止するとともに、万が一、不正アクセスがあった場合には、それを確認することで、必要な対応を行うことができる制度となっている。

なお、被告第1準備書面第2の4(2)イ(エ)（26ページ）及び同5(2)カ(ア)a（36ページ）で述べたとおり、情報提供ネットワークシステムの運営主体である総務大臣や情報照会者・情報提供者は、情報提供等事務（番号利用法19条7号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務）に関する秘密の漏洩等を防止するため、必要な措置を講じなければならない（同法24条）、その業務に関して知り得た秘密（システムの機器構成・設定、暗号及び復号に必要な鍵に関する情報等）を漏らし、又は盗用してはならない（同法25条）とされており、後者に違反した場合は、刑罰の対象となる（同法53条）。また、同(3)（41ページ）で述べたとおり、情報提供等事務には、システム上の安全措置も講じられているところである。

(2) 個人番号及び特定個人情報の漏洩を防止するために必要な安全管理措置が講じられていること

ア 個人番号を取り扱う行政機関等及び事業者等に安全管理措置を義務付けるとともに、その履行を確保するための様々な措置を講じていること
被告第1準備書面第2の5(2)エ(ア)（33ページ）で述べたとおり、個人番号利用事務等実施者（個人番号利用事務等の全部又は一部の委託

先を含む。)には、個人番号の漏洩等を防止するために必要な措置(安全管理措置)を講じることが義務付けられている(番号法12条,2条12項及び13項)。

上記安全管理措置義務に違反する行為は、被告第1準備書面第2の5(2)ウ(ウ)e(31ページ)及びh(33ページ)で述べたとおり、委員会による勧告及び命令(番号利用法37条)並びに報告及び立入検査(同法38条)の対象となり、命令違反及び検査忌避等は刑罰の対象となる(同法56条,57条)。

なお、委員会は、講じるべき安全管理措置の具体的内容について、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」(平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号)(乙第7号証)及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)」(平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号)(乙第8号証)、並びにそれぞれの別添資料として「特定個人情報に関する安全管理措置(事業者編)」(以下「(別添)安全管理措置(事業者編)」という。)及び「特定個人情報に関する安全管理措置(行政機関等・地方公共団体等編)」(以下「(別添)安全管理措置(行政機関等編)」という。)を定めて公表し、「従わなかった場合、法令違反と判断される可能性がある」(乙第7号証1ページ,乙第8号証1,2ページ)ものを明らかにしている。

イ 行政機関の長等に対しては、特定個人情報保護評価及び職員に対する研修など、特に厳格な措置が義務付けられていること

行政機関の長等については、その公的性格に鑑み、被告第1準備書面第2の5(2)イ(ウ)(28ページ)で述べたとおり、特定個人情報ファイルを保有し、又は保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、個人のプライバシー等に与える影響を予測・評価し、

かかる影響を軽減する措置をあらかじめ講じるために実施する特定個人情報保護評価が義務付けられている（番号利用法27条1項）。

また、被告第1準備書面第2の5(2)エ(ウ)（34ページ）で述べたとおり、行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有し、又は保有しようとするときは、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対して、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保などに関する研修を行うものとされている（番号利用法28条の2）。

ウ 違法な手段による個人番号の取得も厳しく禁止されていること

被告第1準備書面第2の5(2)カ(ウ)a（38ページ）及びd（39ページ）で述べたとおり、個人番号を保有する者の管理を害する行為により個人番号を取得する行為（番号利用法54条1項）や、偽りその他不正の手段により通知カード又は個人番号カードの交付を受ける行為（同法58条）は、厳重な刑罰をもって禁止されており、違法な手段による個人番号の取得も厳しく禁止されている。

(3) 委員会（個人情報保護委員会）の設置により、特定個人情報の適切な取扱いを担保するための制度的措置が講じられていること

特定個人情報の利用・提供等が法令等の根拠に基づき、正当な行政目的の範囲内で行われることを担保するため、委員会による監視体制が整備されている。

すなわち、被告第1準備書面第2の5(2)ウ（29ページ）で述べたとおり、特定個人情報の取扱いに関する監視・監督機関として、独立性の高い、いわゆる「三条委員会」として委員会（個人情報保護委員会）が設置されている。委員会は、特定個人情報保護評価の承認（番号利用法27条2項及び3項）、監視・監督のための指導及び助言（同法36条）、勧告及び命

令（同法37条）、報告及び立入検査（同法38条）、等の権限を有しており、委員会による命令への違反（同法56条）及び検査忌避等（同法57条）は刑罰の対象となる。

このように、独立性を保障され、十分な権限が付与された第三者機関である委員会が設置されており、特定個人情報の適切な取扱いを監視・監督するための制度的措置が講じられている。

(4) 万が一、個人番号が漏洩した場合でも、直ちに被害が生じるものではないこと

万が一、個人番号が漏洩した場合であっても、前記2(1)（9ページ）で述べたとおり、個人番号は単なる個人識別情報にすぎず、これのみからは、他の何らの個人情報を得ることも不可能である。

また、被告第1準備書面第2の5(2)オ（35ページ）で述べたとおり、番号利用法は、個人番号利用事務等実施者に対し、個人番号の提供を受けるときに、当該個人番号と本人とを紐付けるための身元確認の実施を義務付ける（番号利用法16条）ことにより、成りすましの防止を図っているから、漏洩した個人番号を入手したとしても、直ちにこれを利用することはできない仕組みとなっている。

さらに、被告第1準備書面第2の2(2)ウ（19ページ）で述べたとおり、市町村長は、個人番号が漏洩して不正に用いられるおそれがあると認められるときは、その者の請求又は職権により、その者の従前の個人番号に代えて、機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、速やかに、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知することとしており（番号利用法7条2項）、本人からの請求のみならず、市町村長の職権による個人番号の変更を認めることで、迅速な個人番号変更対応を可能としている。また、個人番号カードを紛失した場合は、本人

が直ちにコールセンターへ連絡して個人番号カードの機能を一時停止等させることができ（乙第4号証8ページ）、これにより、情報提供等記録開示システムにもログインすることができなくなり、情報提供等記録開示システムを使用した特定個人情報等の漏洩も防ぐことが可能となる予定である。

このように、万が一、個人番号が漏洩した場合でも直ちに被害が生じるものではなく、個人番号が不正に用いられるおそれがあると認められるときは、当該個人番号を変更することが可能である。

(5) 小括

以上のとおり、番号制度の下においては、個人番号及び特定個人情報の目的外利用が行われないよう必要な措置や、個人番号及び特定個人情報の漏洩を防止するために必要な安全管理措置が講じられている上、委員会（個人情報保護委員会）の設置により、特定個人情報の適切な取扱いを担保するための制度的措置も講じられている。そして、万が一、個人番号が漏洩した場合でも、直ちに被害が生じるものではなく、個人番号が不正に用いられるおそれがあると認められるときは、これを変更することができる。

そうすると、番号制度にシステム技術上又は法制度上の不備があり、そのために個人番号及び特定個人情報が、法令等の根拠に基づかずに又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的危険が生じているものでないことは明らかである。

5 原告らの主張に対する反論

(1) 特定個人情報の漏洩の危険性について

ア 「民間部門」からの漏洩について

(ア) 原告らの主張

原告らは、番号制度においては、「民間で膨大な数のデータベースが作られることから、民間部門での特定個人情報の漏洩の危険性が高ま

るのは必然である」とした上、いまだ制度に関する周知や研修、セキュリティ対策等の準備が十分ではなく、「このような状況の中では、特定個人情報の安全は確保できず、その漏洩事件の発生は必然と言わざるを得ない」（訴状6，7ページ）と主張する。

(イ) 民間部門から特定個人情報が漏洩する具体的な危険が生じているとはいえないこと

しかしながら、原告らの個人情報の収集、管理、利用等との関係で、どの企業がいかなる点においてセキュリティ対策が不十分であるというのか何ら具体的に主張しておらず、極めて抽象的な危惧を述べるものにすぎない。

また、原告らは、「マイナンバー制度のセキュリティ対策には、1社当たり平均約109万円もの費用がかかる」（訴状6ページ）として、あたかも全ての企業がセキュリティ対策を実施することが困難であるかのように主張するが、原告らが前提とする「約109万円」との数値は平成27年5月19日時点のものであり、その後の同年11月17日時点における帝国データバンクの公表資料「マイナンバー制度に対する意識調査」では、「約61万円」とされている（乙第3号証）。もとより、個人番号や特定個人情報に係るセキュリティ対策については、その扱う個人情報の量や内容によって求められる水準は異なり、前記第3の4(2)（15ページ）で指摘した「(別添)安全管理措置（事業者編）」（乙第7号証）においても、それぞれの実情に応じた安全対策が求められており、具体的には、一定の要件に該当する中小規模事業者（従業員の数が100人以下の事業者であって、個人番号の取扱数量の多い一定の事業者〔個人番号利用事務実施者等〕を除く事業者。同50ページ）には、その実情を考慮した対応方法が示されているの

であるから、セキュリティ対策に平均約109万円の費用がかかるとの一つの民間企業のデータをもって、その規模にかかわらず全ての事業者がセキュリティ対策を講じることが困難であるということにはならない。

さらに、原告らは、「制度に関する周知や研修が十分に行われていない」（訴状6ページ）と主張するが、番号制度については、事業者に対しては、制度の理解を深めることができるよう、新聞広告をはじめ、小規模事業者向けのチラシやポスターを作成して全国の市区町村、税務署や経済団体などに配布したり、全国各地で多数行われる番号制度の事業者向け説明会に講師を派遣したりするなど、事業者の規模に応じた周知・広報を行っている。また、ホームページ上でも、事業者向けの広報資料、質疑応答や説明会の動画を掲載するなどして、十分に周知を図っているのであるから、原告らの上記主張は失当である。

イ 「行政部門」からの漏洩について

(7) 原告らの主張

また、原告らは、平成27年6月に公表された日本年金機構からの個人情報漏洩事件や米国人事局の人事データの漏洩事件からすれば「行政部門からの特定個人情報漏洩の危険性も、また高くなる」（訴状7ページ）と主張する。

(イ) 行政部門から特定個人情報が漏洩する具体的な危険が生じているとはいえないこと

しかしながら、原告らの挙げる日本年金機構からの個人情報漏洩事件や米国人事局の人事データの漏洩事件は、いずれも番号制度とは関連性が認められないから、原告らの主張は、失当というほかない。

すなわち、日本年金機構からの個人情報漏洩事件におけるような個

個人情報流出の危険は、一般に行政機関が個人情報を管理することに内在する危険であるといえることができる。むしろ番号制度により特定個人情報に厳格な保護措置が講じられることとなるから、番号制度の施行により行政機関等が保有する特定個人情報が流出する危険性が低くなることはあっても、その危険性が高まることはないというべきである。

なお、日本年金機構からの個人情報の漏洩事件については、その原因を検証・調査し、日本年金機構は平成27年12月9日に業務改善計画を厚生労働省に提出し、再発防止に向けた取組等を行っている。

また、米国人事局の人事データの漏洩については、その詳細については不明であるが、我が国とは異なる法や制度の下で発生したものであり、原告らの個人番号の収集、管理、利用等との関連性はおよそ認められないから、同事件をもって、行政部門からの特定個人情報漏洩の危険性が高いことの根拠とはならない。

(2) 名寄せ・突合（データマッチング）の危険性について

ア 原告らの主張

原告らは、①漏洩した特定個人情報の名寄せ・突合（データマッチング）の危険性がある（訴状8ページ）と主張するとともに、②「危険性が高いのは、国により、情報提供ネットワークを用いた、あるいは、用いないでなされる個人情報の一元化である」（同ページ）とし、行政機関等の担当者や警察機関による不正な情報収集が行われる危険性を挙げた上、「行政機関により、原告らを含む全国民・外国人住民の個人情報が一元的収集・管理の対象となる危険性、すなわち『監視国家』化の危険性は高い」（同9ページ）と主張する。

イ 被告の反論

(7) 特定個人情報^が漏洩する具体的な危険自体が生じておらず、名寄せ・突合の危険も具体的に生じていないこと

前記(1)イ(イ) (21ページ) で述べたとおり、原告らの特定個人情報が漏洩する危険性が具体的に生じているとはいえないし、仮に、原告らの個人番号を不正に入手した者がいたとしても、それだけで直ちに名寄せ、突合をすることができるわけでもないから、これらの危険性が高いなどという原告らの主張は前提を欠き、明らかに失当である。

(イ) 番号制度は国民や外国人住民の個人情報を一元管理して監視国家化を実現することを目的とするものではないこと

前記3(1) (9ページ) で述べたとおり、番号制度は、①行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号や情報提供ネットワークシステムなどの基盤を活用することにより、「効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにする」とともに、これにより、②「行政運営の効率化」及び③「公正な給付と負担の確保」を図り、かつ、④「国民が、手続きの簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにする」ことを目的とするものであり(番号利用法1条)、特定個人情報の収集、利用、保管及び提供を厳しく制限している。

そして、被告第1準備書面第2の5(3)ア (41ページ) で述べたとおり、番号制度の下においても、特定の機関に個人情報を集約して単一のデータベースを構築する「一元管理」は行わず、従来どおり、各機関がそれぞれ個人情報を保有する「分散管理」の方法が執られている。

このように、番号制度が、政府が国民や外国人住民の個人情報を一元管理して監視国家化を実現することを目的とするものでないことは

明らかであり，番号制度が「監視国家」化を目的とする制度であるかのようにいう原告らの上記主張は，失当というほかない。

(ウ) 番号制度の導入によって，行政機関等が法令又は条例に基づく事務の処理に不必要な情報を無限定に収集することが可能となるものではないこと

前記2(2)(9ページ)で述べたとおり，行政機関等は，番号利用法別表第1に規定されている事務において，個人番号を利用することで，自らが保有する個人情報の効率的な管理及び利用が可能となるが，かかる個人情報は，番号制度の有無にかかわらず，行政機関及び地方公共団体等が，番号利用法以外の法令又は条例に基づく事務を処理するために，個別に収集し，保有(分散管理)していたものである。

また，情報提供ネットワークシステムを通じて提供される特定個人情報についても，前記2(2)(9ページ)で述べたとおり，番号利用法別表第2の第2欄に規定された「事務」を処理するために必要な情報にすぎないし，前記4(1)(13ページ)で述べたとおり，行政機関等が情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を提供し又は提供を受けることができる場面は厳しく限定されている。

さらに，「刑事事件の捜査」は，特定個人情報の提供制限の例外とされ(番号利用法19条12号)，委員会による指導等の対象からも除外されている(同法39条)が，警察や検察等の捜査機関が，刑事事件の捜査のためであれば無制限に特定個人情報を収集できるものでないのは当然であり，捜査機関に対する個人情報の提供が，刑事訴訟法等の法令の定める手続(刑事訴訟法189条2項，191条1項等)に従って行われることを要することは，番号法導入以前と何ら変わりはない。

したがって、原告らの主張が、番号制度の導入によって、行政機関が、法令に基づく行政事務の処理に不必要な情報を収集することが可能となるとの趣旨であれば、誤りであることは明らかである。

(3) 成りすましの危険性について

ア 原告らの主張

原告らは、①「特定個人情報漏洩し、それが名寄せ・突合されれば、その対象者の個人像が明らかになる。したがって、その情報を利用すれば、その人に成りすますことが容易になる」(訴状9ページ)、②「現実世界だけでなく、インターネットの世界においては、より成りすましの危険性は高い」、「個人番号カードを不正取得したり、高齢者などの“IT弱者”の手助けをするように装って、パスワードを教えてもらい、もしくは、何らかの手段で知ることができれば、マイナポータルにアクセスして、その人の個人情報をのぞき見たり、色々な手続きを勝手に行うことも可能となる」(同10ページ)と指摘し、成りすましの危険性があると主張する。

イ 被告の反論

(7) 特定個人情報漏洩する具体的な危険自体が生じておらず、成りすましの危険も具体的に生じていないこと

前記(1)イ(イ)(21ページ)で述べたとおり、原告らの特定個人情報が漏洩する危険性が具体的に生じているとはいえないし、仮に、原告らの個人番号を不正に入手した者がいたとしても、それだけで直ちに原告らに成りすますことができるわけでもないから、成りすましの危険性が高いなどという原告らの主張は前提を欠き、明らかに失当である。

(イ) 成りすましを防ぐための制度が整備されており、その具体的危険性

が生じているとはいえないこと

a 個人番号カード等が不正取得又は偽造される具体的危険性はないこと

原告らは通知カードや個人番号カードを何らかの方法によって不正に入手すること又は偽造することにより、本人に成りすますことで被害が生じるおそれがあると主張する。

しかしながら、以下で述べるとおり、これらのカードが不正取得又は偽造される具体的危険性はないから、原告らの主張は失当である。

(a) 個人番号カードを不正取得又は偽造される具体的危険性がないこと

被告第1準備書面第2の3(4)(21ページ)で述べたとおり、個人番号カードについては、原則として交付の際に、市区町村窓口に来庁の上、本人確認書類の提示による確認を行うなど、厳格な本人確認を行うこととされているほか、個人番号カード自体にも、住基カード以上の偽造防止対策が施されている。

また、前記4(2)ウ(17ページ)で述べたとおり、偽りその他不正の手段により個人番号カードの交付を受ける行為は、嚴重な刑罰をもって禁止されている(番号利用法58条)。

したがって、個人番号カードを不正取得又は偽造される具体的危険が生じているとはいえない。

(b) 通知カードを不正取得又は偽造される具体的危険性がないこと

通知カードは、世帯への確実な交付を行うため、郵便局員から直接手渡される簡易書留により送付することとされ(乙第9号証29ページ)、通知カード本体には、紙幣と同様の透かし技術であ

る白黒すき入れを施しているほか、複雑に組み合わせた模様を背景とすることにより記載内容の削除や書き換えを防止する彩紋パターン、コピー時に隠れた文字が浮かび上がるコピー牽制等のセキュリティ対策を施している（同25ページ）。

また、前記(a)と同様、通知カードの不正取得も厳重な刑罰により禁止されている（番号利用法58条）。

したがって、通知カードを不正取得又は偽造される具体的危険が生じているともいえない。

- b 仮に個人番号又は個人番号カード等が不正取得等されたとしても、成りすましを防止するための十分な対策が講じられていること

仮に、何らかの方法によって個人番号又は通知カード若しくは個人番号カードを入手することにより、本人に成りすまそうとするおそれがあるとしても、その具体的場面としては、

- ① 第三者が本人に成りすまして各種行政手続を本人に無断で不正に行う場合
- ② 第三者が本人に成りすまして情報提供等記録開示システムを介して当該本人に係る個人情報の開示等を受ける場合
- ③ 第三者が本人に成りすまして勝手にクレジットカードの作成や債務の負担等の不正を行う場合

が想定されるところ、いずれの場面についても成りすましを防止する十分な対策が講じられているから、その具体的危険が生じているということとはできない。

以下、詳述する。

- (a) まず、上記①の場面については、第三者が本人の個人番号又は通知カード若しくは個人番号カードを入手しても、これらのみを

用いて本人の知らない間に勝手に個人番号を利用して行政手続等を行うことはできない。すなわち、被告第1準備書面第2の5(2)オ(35ページ)で述べたとおり、番号利用法16条は、厳格な本人確認措置を義務付けているから、個人番号のみで本人に成りすますことはできないし、個人番号カードには「本人の写真が表示され」(同法2条7項)、通知カードは本人確認書類としての機能を持つものではないため、第三者が他人の個人番号カード又は通知カードを不正に入手したとしても、これを身元確認の書類として用いて本人に成りすますことはできない。

また、第三者が本人に成りすまし、行政手続の申請書類や身元確認書類を偽造したり、これらを行使する行為は、有印私文書偽造・同行使(刑法159条1項)や有印公文書偽造・同行使(同法155条1項)等の罪として、厳しく処罰されることになる。

したがって、上記①の場面について、成りすまし被害が発生する具体的危険が生じているとはいえない。

(b) また、上記②の場面については、被告第1準備書面第2の5(2)キ(イ)(40ページ)で述べたとおり、情報提供等記録開示システムは、番号利用法の施行後1年を目途として設置される予定であるから(番号利用法附則6条3項)、現時点で同システムを介した特定個人情報の漏洩が起こる危険性は何ら存在しない。

この点において、原告らの主張が情報提供等記録開示システム運用後の危険性をいうものであるとしても、第三者が同システムにログインして特定の個人の特定個人情報にアクセスするためには、厳格な電子認証(電子証明書が搭載された個人番号カードに加え、当該本人が自ら管理するパスワードの入力)が必須である

し（乙第1号証8ページ）、電子認証で用いるパスワード自体、本人以外の第三者に提供することは予定されておらず、相当の注意をもって管理することが当然求められるものであるから、第三者が不正に特定個人情報を得ることは極めて困難である。なお、万が一、個人番号カード及びパスワードの双方が第三者に不正に取得されるなどして、同システムを介して特定個人情報が漏洩する具体的危険性が生じたのであれば、直ちにその旨をコールセンターへ連絡して、個人番号カードの機能を一時停止等させることにより、何人も同システムへログインができないようにアクセス制限を図ることが可能である（乙第4号証8ページ参照）。

加えて、他人のパスワードを用いた同システムへの不正アクセスは、不正アクセス行為の禁止等に関する法律3条により禁止され、これに違反する行為は、同法律11条による罰則も対象となる。

したがって、上記②の場面について、成りすましの具体的危険が生じているとはいえない。

なお、個人番号カードの申請や情報提供等記録開示システムの利用に必要な電子証明書の個人番号カードに内蔵されたICチップへの記録は飽くまで任意のものであるから、原告らのいう「IT弱者」がこれらの制度を利用することがないというのであれば、その申請を強制されるものではない。

(c) さらに、上記③の場面について、原告らは「例えば、個人番号カードのコピーを偽造する等して、郵送でクレジットカードを作るなどをされた場合は、容易に成りすましを行いうることになる」、「勝手に債務を作られる」などと主張する（訴状10ページ）が、

個人番号カードが偽造される具体的危険性が生じているとはいえないことは、前記 a (a) (26 ページ) で述べたとおりである。

また、本人確認書類が偽造される抽象的危険は、クレジットカードを作成する際等に求められる本人確認書類に該当するもの全てにいえることであって、個人番号カードに特有の問題ではない。また、漏洩した個人情報を用いた成りすましにより債務を作成されてしまう抽象的危険についても、同様に、債務負担の際に求められる本人確認情報全てについていえることであって、特定個人情報に特有の問題ではない。

原告らの上記主張は、およそ社会で通常行われている本人確認の場面において危惧される抽象的危険を、あたかも番号制度によってもたらされる具体的危険であるかのようにいうものであって、失当というほかない。

(ウ) 小括

以上によれば、番号制度の導入によって、成りすましにより原告らの法益が侵害される具体的危険が生じているとはいえないから、原告らの上記主張は失当である。

なお、原告らは、番号制度の利用拡大や、ワンカード化、同システムのワンストップサービスが実施されれば、「成りすまし等の危険性は高くなる」などともいう（訴状10；11 ページ）が、もとより成りすましが行われる具体的危険性が生じているとはいえないのであるから、将来個人番号の利用範囲が拡大されたからといって、成りすましの具体的危険が生じるものではない。

(4) 性同一性障害者、ペンネームの使用者、ストーカー被害者等の危険性について

ア 原告らの主張

原告らは、①「性同一性障害者に関しては、生活してゆくために、雇用先などに対し、戸籍上の性を相手方に明らかにすることを強制される」、②作家や芸能人など、ペンネーム・芸名を利用している者も、同様に戸籍上の（住民票上の）氏名を告知することを強制される」（以上につき訴状11ページ）、③「DV、ストーカー被害者は、住民票上の住所を告知することを強制されことになる」、④「DV被害者等を支援する弁護士も、事務所住所ではなく、自宅住所を取引先等に告知することを強制される」、⑤「政府要人や、防衛産業の技術者や自衛隊関係者の個人情報の不正取得等の危険性も高まる」（以上につき同12ページ）と主張する。

イ 被告の反論

(7) 原告らの主張は、原告らに係る個人番号の収集・管理・利用等と何ら関係がないこと

そもそも、原告らが、性同一性障害者、作家、芸能人、DV被害者、ストーカー被害者等を支援する弁護士、政府要人、防衛産業の技術者、自衛隊関係者であることの主張・立証は何らされていないし、原告らの個人番号の収集、保存、利用及び提供によって原告らがいう危険が具体的に発生することの主張・立証も何らされていない。また、原告らは、いかなる手続においていかなる情報を開示する必要があったのか、また、それが番号制度の導入によってどのように取扱いが異なることとなるのかについても何ら主張しておらず、極めて抽象的な危惧を述べるにすぎない。したがって、原告らの上記主張は失当というほかない。

(イ) 原告らが指摘する情報は人が社会生活を営む上で一定の範囲の他者には当然開示されることが予定されている個人識別情報であること

前記(ア)の点をおいても、原告らのいう「戸籍上の性」、「戸籍上の（住民票上の）氏名」、「住民票上の住所」は、番号利用法上、本人が個人番号を提供する際、本人確認（番号利用法16条）のための書類として、通知カード又は個人番号カードを選択した場合に提示が予定されるにすぎないし、これらの情報を開示することはこれまでも求められてきたことである。また、これらを含む4情報（氏名、住所、性別、生年月日）は、個人を識別するための単純な情報にすぎず、人が社会生活を営む上で一定の範囲の他者には当然開示されることが予定されている上、個人の人格的自律などにかかわらない客観的・外形的事項に関するものにすぎず、ましてや思想、信条など個人の道徳的自律に関係したり人格権の内容を成したりするものでもない。

この点に関し、住基ネット訴訟最高裁判決も、4情報について、「人が社会生活を営む上で一定の範囲の他者には当然開示されることが予定されている個人識別情報である」（民集62巻3号682ページ）として、住民基本台帳からの住民票コードの削除等を求めた一審原告らの請求を棄却している。

(ウ) 番号法が個人番号提供の際に個人識別情報を記載した書類等の提示による本人確認を義務付けているのは正当な目的に基づくものであること

番号利用法16条が個人番号提供の際に個人識別情報を記載した書類等の提示による本人確認を義務付けた趣旨は、まさに原告らが主張するような成りすまし等の危険を防止するためであり、その目的は国民の個人情報保護を万全にするという正当な目的に基づくものであって、何ら憲法に違反するものではないことは明らかである。

(5) 安全対策について

ア 制度面の安全対策について

(7) 原告らの主張

原告らは、①「本人確認のための個人番号カードに、個人番号も記載されていることから、同カードが普及することと比例して、個人番号を他人に知られる危険性や、同カードの不正取得の危険性を高めるという点を考慮していない」、②「第三者機関（引用者注：委員会を指すものと思われる。）に関しては、その権限の不十分さやマンパワーの不足が指摘されている」、③「故意や過失により、法に反して個人番号等の個人情報収集され、それらが“闇のデータベース”化される危険性を無視している」と主張する（訴状12ページ）。

(1) 被告の反論

しかしながら、上記①については、被告は、個人番号カードの不正取得等の危険性を考慮しているからこそ、これを防ぐために前記(3)イ(1)（25ページ）で述べたような種々の規制・対策を講じているのであり、原告らの主張は事実に基づかないものというほかない。

また、上記②について、原告らは、委員会の権限やマンパワーについて、いかなる点がどのように不十分であるのか、また、そのことで原告らのいかなる権利・利益がどのように侵害されるのかを何ら具体的に主張・立証しておらず、極めて抽象的な意見を述べるものにすぎないというべきである。

さらに、上記③についても、原告らは、「“闇のデータベース”化される危険性」がある旨を抽象的に述べるにすぎず、原告らの個人情報がどのように漏洩し、そこから誰が、何の目的で、いかにして原告らの個人情報を「“闇のデータベース”化」する危険が生じているのかについて、何ら具体的な主張・立証をしていない。

したがって、原告らの上記主張は、いずれも失当というべきである。

イ システム面の安全対策について

(7) 原告らの主張

原告らは、番号制度に係るシステム面での対策が、「漏洩等の危険性が高い民間部門における安全対策たり得ていない」と主張する（訴状13ページ）。

(4) 被告の反論

しかしながら、前記第3の4(2)（15ページ）で述べたとおり、番号利用法12条は、特定個人情報を取り扱う民間の事業者に対して、例外なく個人番号の安全管理措置を義務付けており、委員会は、「(別添)安全管理措置(事業者編)」において、事業者が講じるべき安全管理措置について、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置及び技術的安全管理措置の観点から、具体的に講じるべき対策を例示を踏まえつつ明らかにしており、ここにはシステム面での対策も当然含まれる。また、前記第3の4(2)ア（15ページ）で述べたとおり、民間事業者等における特定個人情報の取扱いは委員会の勧告及び命令並びに報告及び立入検査の対象となり、命令違反及び検査忌避等は刑罰の対象とされている。

以上によれば、原告らの上記主張は理由がないというべきである。

ウ 特定個人情報保護評価について

(7) 原告らの主張

原告らは、特定個人情報評価制度について、「日本版PIA（引用者注：Privacy Impact Assessment。プライバシー影響評価）は、マイナンバー制度全体、特に共通番号制度を採用したことによるプライバシー侵害性については評価の対象としておらず、各個別機関の特定個人

情報のシステムのプライバシーに対する影響を、第三者機関による評価ではなく、自己評価するものでしかない。本来のPIAとはほど遠いものである」と主張する（訴状14ページ）。

(イ) 被告の反論

しかしながら、特定個人情報保護評価制度においては、被告第1準備書面第2の5(2)イ（28ページ）で述べたとおり、行政機関の長等は、評価した内容を公示して広く国民の意見を求め、委員会による承認（地方公共団体等においては第三者点検）を受けた上で公表することが義務付けられ、これらに違反する場合には情報提供ネットワークシステムの利用ができなくなるなど、国民を含めた第三者の監視を制度として定めている。したがって、「自己評価するものでしかない」などという原告らの主張は、制度を正解しないものであって、失当である。

また、かかる特定個人情報保護評価の制度は、番号制度を実施するに当たって特定個人情報等の漏洩を防ぐために制度が整備されたものであるから、番号制度そのものを評価の対象としていないことは当然のことであって、これをもって制度に不備があるなどということはいえない。

エ 小括

以上のとおり、安全対策に係る原告らの上記主張はいずれも失当である。

6 小括

以上のとおり、個人番号自体は、プライバシーに係る情報を包含するものではなく、番号制度において行政機関等が提供を受ける特定個人情報も、番号利用法以外の法令又は条例に基づき行政機関等による保有、利用が認められている情報に限られている上、番号制度の下における個人番号の利用及び特定個人

情報の提供は、法令等の根拠に基づき、正当な行政目的の範囲内で行われるものである。また、システム技術上又は法制度上の不備があり、そのために個人番号及び特定個人情報法令等の根拠に基づかずに又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的危険が生じているということもできない。

したがって、番号制度に基づく個人番号の収集等は、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表するものとは認められず、当該個人がこれに同意していないとしても、憲法13条により保障された個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を侵害するものではない。

よって、プライバシー権の侵害を理由とする本件差止請求及び本件削除請求は、理由がないことが明らかである。

第4 本件国賠請求に理由がないこと

1 国賠法1条1項の「違法」の意味

国賠法1条1項の「違法」とは、公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することをいう（最高裁判所昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ，最高裁判所平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087ページ，最高裁判所平成27年12月16日大法廷判決・裁判所時報1642号9ページ）。すなわち、公権力の行使に当たる公務員の行為が国賠法1条1項の適用上「違法」と評価されるためには、当該公務員が、損害賠償を求めている個別の国民との関係で職務上の法的義務を負担し、かつ、当該職務行為が、その職務行為時を基準として、職務上の法的義務に違背してされた場合でなければならない（職務行為基準説）。

2 原告らの個人番号を収集、保管、利用及び提供する行為が、国賠法1条1

項の適用上違法と評価される余地がなく、これによる損害も存在しないこと

原告らは、番号制度により、憲法13条で保障されたプライバシー権の侵害、原告らの同意なき収集・利用等による侵害、漏洩等による直接侵害の危険、プライバシー権侵害だけに止まらない人格権自律権等の侵害、性同一性障害者らの人格権侵害がある（(訴状14, 15ページ)ことを挙げ、番号制度は、原告らの「自己情報コントロール権を侵害」するものであり、「かつ危険性にさら」すものである（同19ページ）として、国賠法1条1項に基づく損害賠償として、慰謝料等を請求している（本件国賠請求）。

しかしながら、前記第3（8ないし36ページ）で述べたとおり、公務員による原告らに係る個人番号の収集、保管、利用及び提供は、憲法13条により保障された個人の自由を侵害するものではなく、番号利用法の規定に基づいて適法に行われるものであるから、何ら職務上の法的義務に違背するものではなく、国賠法1条1項の適用上違法と認められる余地はない。

また、番号制度によって原告らの個人情報具体的な危険にさらされている事実がない以上、原告らには、精神的損害を含めて何らの損害も発生していない。

したがって、本件国賠請求に理由がないことは明らかである。

第5 結語

以上のとおり、原告らの主張にはいずれも理由がないから、本件各請求はいずれも速やかに棄却されるべきである。

以上

略称語句使用一覧表

略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
番号制度	社会保障・税番号制度	第1準備 書面	4	
番号利用法	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）	第1準備 書面	4	
平成27年改正法	個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）	第1準備 書面	4	
個人番号利用事務等実施者	番号利用法2条12項所定の個人番号利用事務実施者及び同条13項所定の個人番号関係事務実施者	第1準備 書面	10, 11	
番号整備法	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）	第1準備 書面	17	
住基法	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）	第1準備 書面	17	
番号利用法施行令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）	第1準備 書面	17	
機構	地方公共団体情報システム機構	第1準備	18	

		書面		
カード記録事項	これらの事項（被告注：氏名，住所，生年月日，性別，個人番号その他政令で定める事項及び本人の顔写真）その他総務省令で定める事項	第 1 準備 書面	1 9	
ICチップ	半導体集積回路	第 1 準備 書面	1 9	
住基カード	住民基本台帳カード	第 1 準備 書面	2 0	
改正前住基法	番号整備法 1 9 条の規定による改正前の住基法	第 1 準備 書面	2 0	
番号利用法施行規則	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成 2 6 年内閣府・総務省令第 3 号)	第 1 準備 書面	2 1	
委員会	個人情報保護委員会	第 1 準備 書面	23, 24	
行政機関の長等	行政機関の長，地方公共団体の機関，独立行政法人等，地方独立行政法人及び機構並びに情報照会者及び情報提供者	第 1 準備 書面	2 4	
情報提供等事務	番号利用法 1 9 条 7 号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務	第 1 準備 書面	2 6	
評価書	番号利用法 2 7 条 1 項の規定により，行政機関の長等が個人情報保護委員会規則で定めるところにより行った評価の結果を記載した書面	第 1 準備 書面	2 8	

個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。平成27年改正法による改正後のもの）	第1準備 書面	30	
行政機関個人情報保護法	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）	第1準備 書面	37	
独立行政法人個人情報保護法	独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律（平成15年法律第59号）	第1準備 書面	37	
被告第1準備書面	被告の平成28年3月31日付け第1準備書面	第2準備 書面	4	
個人番号の収集等	個人番号の収集、保存、利用及び提供	第2準備 書面	4	
本件差止請求	原告らが、被告に対し、プライバシー権に基づく妨害排除請求又は妨害予防請求として、個人番号の収集等の差止めを求める請求	第2準備 書面	4	
本件削除請求	原告らが、被告に対し、プライバシー権侵害に基づく原状回復として、被告が保存する個人番号の削除を求める請求	第2準備 書面	4	
国賠法	国家賠償法	第2準備 書面	4	
本件国賠請求	国賠法に基づく損害賠償請求として、慰謝料等各10万円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求める請求	第2準備 書面	4	
本件各請求	本件国賠請求、本件差止請求及び本件削除請求	第2準備 書面	4	

住基ネット	住民基本台帳ネットワークシステム	第2準備 書面	7	
管理, 利用等	収集, 管理又は利用	第2準備 書面	7	
住基ネット訴訟控訴審判決	大阪高等裁判所平成18年11月30日判決(民集62巻3号777ページ)	第2準備 書面	7	
住基ネット訴訟最高裁判決	最高裁判所平成20年3月6日第一小法廷判決(民集62巻3号665ページ)	第2準備 書面	7	
番号利用法別表第1主務省令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)	第2準備 書面	11	
番号利用法別表第2主務省令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)	第2準備 書面	11	
(別添)安全管理措置(事業者編)	「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」(平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号)の別添資料である	第2準備 書面	16	
(別添)安全管理措置(行政機関等編)	「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)」(平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号)の別添資料である	第2準備 書面	16	